

令和4年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年8月3日(水)

高松サポート合同庁舎

北館2階第1会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村、廣瀬
	使用者側	窪田、友國、濱田、渡部

- 議 題
- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定の諮問について
 - (2) 令和4年度地域別最低賃金額改定を目安伝達について
 - (3) その他

○賃金室長

定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は、新型コロナウイルス感染症新規感染者数の増加により参集とオンラインの同時開催となっております。

委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また、大変暑い中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、綾田委員が欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として1名の方が傍聴されております。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(報告)」

資料No.2 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

でございます。

不備はございませんでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題1の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申および特定最低賃金改正決定の諮問について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本件につきましては、7月29日の第3回本審におきまして、労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただき、同日、運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果が資料No.1のとおり取りまとめられておりますので事務局からご報告申し上げます。

運営小委員会報告文を読み上げて報告させていただきます。

令和4年7月29日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当運営小委員会は、令和4年7月29日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおり

りである。

記

- 1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

なお、別紙の各委員のお名前の読み上げは省略させていただきます。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

ただ今の報告文について、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

運営小委員会報告についてご承認いただきましたので、この内容で本審議会から労働局長あてに答申することといたします。

それでは、事務局から答申文(案)を各委員に確認してもらってください。

(答申文(案)を画面共有、参集委員には配布)

○柴田会長

皆さんご確認いただけたでしょうか。それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長

それでは答申文（案）を読み上げます。

（案）

令和4年8月3日

香川労働局長 松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。ただ今の答申文（案）につきましてご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○柴田会長

それでは、これを答申文として、労働局長に答申します。

(会長から労働局長へ答申文手交)

○松瀬労働局長

ただ今、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での効率的なご審議を経て、速やかな答申をいただき誠にありがとうございました。

この答申を尊重しまして、特定最低賃金額の改正のご審議をお願いする「改正決定」の諮問をさせていただきたいと思っております。

これら3業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(労働局長から、諮問文を会長へ手交)

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に確認してもらってください。

(各委員へ諮問文(写)画面共有、参集委員には配布)

○柴田会長

皆さんご確認できましたでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長

それでは、諮問文を読み上げます。

香労発基 0803 第 1 号

令和 4 年 8 月 3 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願い

する。

記

○ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）

○ 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）

○ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）

以上でございます。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の労働局長からの諮問について、ご意見、ご質問等はございますか。

○窪田委員

すみません、一点書きぶりで教えてください。

点（、）とカンマ（,）の使い方についてです。

香川県はん用機械器具の後には、点（、）となっていますが、香川県船舶製造・修理業の後には、カンマ（,）となっています。何か違いはあるのですか。何か使い分けがあるのでしょうか。

○事務局

点（、）やカンマ（,）につきましては、日本標準産業分類の表現をそのまま使っております。

○窪田委員

はい、わかりました。

○柴田会長

よろしいでしょうか。

それでは、3つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることにいたします。

この審議に当っては、専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

本日、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、3つの専門部会の委員の推薦公示を行います。

専門部会の委員につきましては、推薦の締切りを8月19日（金）とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針（1（3）ロ）に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては、関係する産業の代表の方にお問い合わせすることになります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、8月31日（水）までにお願ひできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、関係労使の意見書による聴取としているところでございます。

以上です。

○柴田会長

今説明がありましたように、3つの特定最低賃金について専門部会を設置するということ、各専門部会の委員の推薦は8月19日(金)までに、関係労使の意見書の提出は8月31日(水)までにそれぞれしていただくということ、そして、関係労使の意見聴取方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

それでは、3つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での関係労使の意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

それでは、議題2の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それでは資料No.2の答申文書をご覧ください。

8月2日に中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣あてに、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたので、ご説明いたします。

まず1頁のところです。

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するもの

とする。

- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとすることなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

次に2頁、1のところです。

「令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」は、次の表に掲げる金額とするということで、A・B・C・Dのランク分け

になっておりまして、A・Bランクが31円、C・Dランクが30円
となっております。

引き続きまして、「労使の見解」に移ります。まず15頁をご覧ください。

「2 労働者側見解」についてです。

- 1、直近2年はコロナ禍の影響を意識した審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられ
る中で経済は回復基調にある。今後重要なことは、経済をより自
律的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・
社会の活力の源となる「人への投資」が必要で、その重要な要素
の1つが最低賃金の引上げにほかならない。
- 2、本年の春季生活闘争で労働組合は「人への投資」を積極的に求
め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応え、これまで以上
の賃上げの広がりや底上げを図ることができた。労使で答えを出
した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で
働く者の労働条件向上へ波及させるべきである。
- 3、現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いても年収200
万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的に
みても低位である。連合が公表している最低限必要な賃金水準で
は、最も低い県であっても時間単価で950円を上回らなければ単
身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低
賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナシ
ョナルミニマム水準へ引き上げるべきである。
- 4、昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしているこ
とや、特に基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等
の切り詰めることができない支出項目の上昇が最低賃金近傍で
働く者の生活を圧迫している。この実態を直視し、生活水準の維
持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要で

ある。

- 5、企業物価も上昇していることから、中小企業において円滑に価格転嫁をできるよう強力的に支援を図り、もって最低賃金引上げに向けた環境を整備することが重要である。
- 6、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきである。
- 7、地域間の額差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響の懸念がある。昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは全てDランク県であり、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきである。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けてC・Dランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであり、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明した。

続きまして、「3 使用者側見解」です。

- 1、中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、エネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況である。
- 2、中小企業の労働分配率が80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高額を更新する引上げが行われ、影響率も高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声がある。

- 3、今年度の目安については、引き続き新型コロナウイルス感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの的確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて慎重な審議を行うべき。
- 4、地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたい。目安額とそれを導き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安額を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められる。
- 5、「生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする」という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらず、さらなる生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠である。
- 6、中央最低賃金審議会の目安額は地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではないことを小委員会報告に明記し、さらに地方最低賃金審議会は地域別最低賃金額及び発効日について、当該地域の実態を踏まえて決定できることを確認したい。
- 7、各種統計等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示し、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表を重視する旨を従来から主張しており、令和2年度・3年度は、「コロナ感染症という未曾有の影響があり、もはや通常の経済活動ができる状況とは言えない特殊な事情であったことから、第4表に重点を置いた議論ができなかった」ということであり、今後も第4表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めていくスタンスに変わりない。

8、今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要がある。

上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明した。

続きまして、これを受けまして、公益委員の見解です。

2頁をご覧ください。2頁の2です。

(1)目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配慮し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

引き続きまして、3頁の一番下の所、「エ 各ランクの引上げ額の目安」という所に、総括的に取りまとめられていますので、ご覧ください。

最低賃金法に基づく3要素である

1、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性がある。

2、労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上」となることを目指

していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。

3、通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適切であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適切であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適切であると考えられる。

続きまして、「オ 政府に対する要望」です。

今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、3要素のうち、特に労働者の生計を重視した目安額とした。

このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模

事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

というのが、公益委員の見解となっております。説明については以上です。

○柴田会長

ただ今の事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

次に、議題（３）の「その他」に入ります。

各委員の方で何かございますか。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

特定最低賃金の効力発生日については、「最低賃金の審議の進め方等」により、令和４年１２月１５日を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は１０月１４日（金）までをお願いすることとなります。

この後、委員の皆様には、事務連絡がありますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○柴田会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。

なければ、第４回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――